

令和5年度

# 個人住民税のあらまし



出世大名  
家康くん



©浜松市



浜松市



出世法師  
直虎ちゃん

©浜松市

# 個人市・県民税のお問合せ

## 1 内容により、次のとおりお問合せください。

内 容	電話番号(浜松053)	担当課・グループ
個人市・県民税の申告や賦課に関する事	457-2145	市民税課 個人市民税第1~4グループ
個人市・県民税の特別徴収に関する事	457-2142	市民税課 特別徴収グループ
個人市・県民税の課税証明や所得証明に関する事	457-2144	市民税課 管理グループ
個人市・県民税の納税証明に関する事	457-2268	収納対策課 審査グループ
個人市・県民税の納付や口座振替に関する事	457-2261	税務総務課

※ その他の市税に関するお問合せ先はP19の「11その他の税金」をご覧ください。

## 2 ホームページをご覧ください

浜松市のホームページでは、市税の詳しい内容を確認したり、申請書等の様式をダウンロードしたりすることができます。また、最新の情報もお知らせしています。ご利用ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>  
浜松市トップ → 「手続き・暮らし」 → 税金

## 目 次

	ページ
1 税金を納める人	1
2 税金がかからない人	1
3 税額の算出方法	2
4 課税の特例(分離課税)	8
5 申告	10
6 納税の方法	10
7 個人市・県民税の計算例	12
8 税制改正のお知らせ	15
9 Q & A (お答えします)	16
10 市税の証明が欲しい場合	17
11 その他の税金	19

浜松市は、市民のみなさんの日常生活と密接に結びついた行政サービスを行っています。そのための費用は、できるだけ多くのみなさんに負担していただくのが望ましい姿です。市民税は、このような性格を最もよく表している代表的な税金であり、一般的に市民税と県民税をあわせて**住民税**と呼ばれています。また、市民税には、**個人市民税**と**法人市民税**があり、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する**均等割**と、その人の所得金額に応じて負担する**所得割**（個人）・**法人税割**（法人）があります。

## 個人市・県民税



### 1 税金を納める人

納税義務者	均等割	所得割
市内に住所を有する人	○	○
区内に事務所、事業所又は家屋敷をもっている人で、その区内に住所を有しない人	○	—

※ 毎年1月1日（賦課期日）現在の状況で判断します。

### 2 税金がかからない人

区分	条件
均等割・所得割どちらもかからない	① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ② 未成年者（未婚）※1、障がい者、ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の人 ③ 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 $31万5千円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10万円 + 18万9千円$ ※2
所得割だけがからない	① 所得控除の合計額が総所得金額等を上回る人 ② 前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10万円 + 32万円$ ※3

※1 未成年とは、賦課期日現在年齢18歳に達しない者をいいます。（P15参照）

※2 18万9千円は同一生計配偶者又は扶養親族のある人に対してのみ加算されます。

※3 32万円は同一生計配偶者又は扶養親族のある人に対してのみ加算されます。

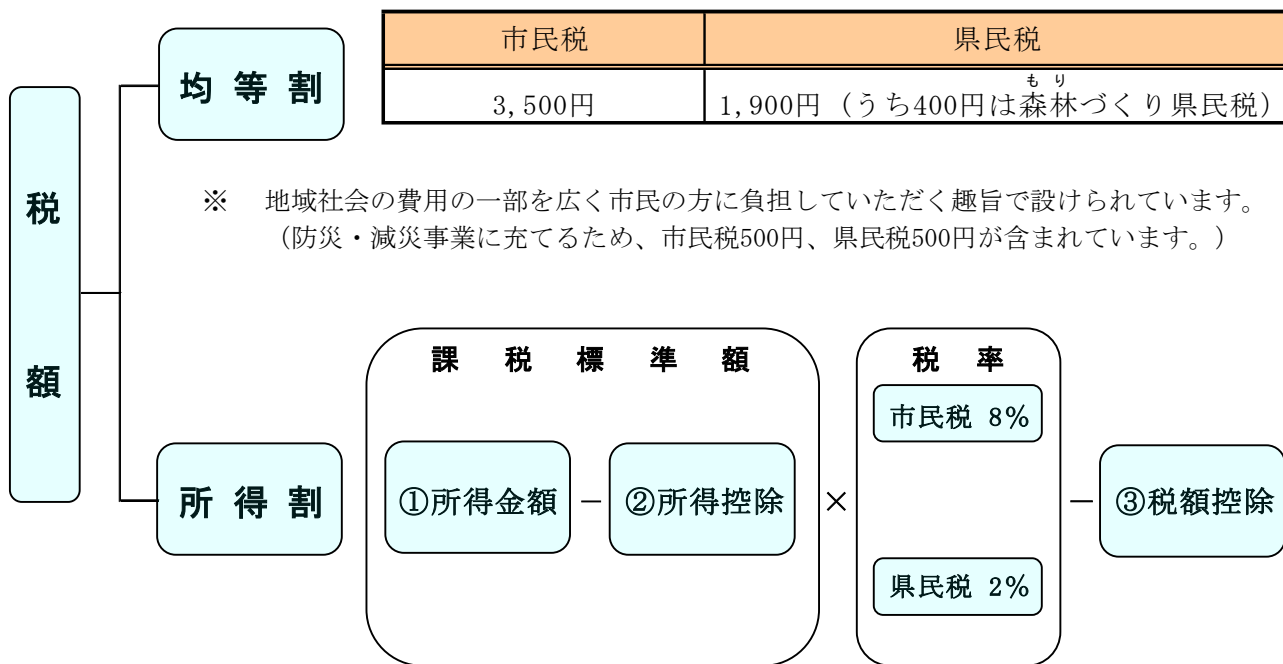
### ワンポイントアドバイス

#### 合計所得金額と総所得金額等とは？

「合計所得金額」… 不動産所得、事業所得、給与所得などの各所得の金額を合計した金額

「総所得金額等」… 上記の合計所得金額から損失の繰越控除をした後の金額

### 3 税額の算出方法



- ※ 前年（1月～12月）の所得を基に計算されます。
- ※ 分離課税所得については、税率が異なります。

#### ①所得金額の計算方法

所得金額は、収入からその収入を得るために要した費用等を差し引いて計算します。計算方法は、所得の種類に応じて次のとおりとなっています。

所得の種類		所得金額の計算方法
給与所得	お勤めの人 <sup>の</sup> 給料、ボーナスなど	収入金額－給与所得控除額 (P3「給与所得を求めるには」参照)
雑所得	公的年金など	収入金額－公的年金等控除額 (P3「公的年金等の雑所得を求めるには」参照)
	原稿料や食料品の配達などの副収入	収入金額－必要経費
	個人年金などで他の所得にあてはまらないもの	
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	株式の配当、証券投資信託の分配金など	収入金額－株式など元本所得のために要した負債の利子
不動産所得	家賃、地代、権利金など	収入金額－必要経費
事業所得	事業から生じる所得	収入金額－必要経費
一時所得	生命保険の満期金、賞金、競馬などの払戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額 (1/2が課税対象となります)
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2 (P8「退職所得の課税の特例」参照)
山林所得	山林や立木などを売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得	土地・建物等の資産を売って得た所得	収入金額－(土地・建物等取得費、譲渡費用)－特別控除額

## ●給与所得を求めるには

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いた額になります。具体的には、下の「給与所得の計算表」にあてはめて計算します。（1円未満切捨て）

給与等の収入金額	端数調整	給与所得の金額
551,000円未満		0円
～1,618,999円		収入金額－550,000円
～1,619,999円		1,069,000円
～1,621,999円		1,070,000円
～1,623,999円		1,072,000円
～1,627,999円		1,074,000円
～1,799,999円	収入金額÷4 (千円未満切捨て) = A	A×2.4+100,000円
～3,599,999円		A×2.8－80,000円
～6,599,999円		A×3.2－440,000円
～8,499,999円		収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上		収入金額－1,950,000円

## ●所得金額調整控除

子育て世代や特別障害者である扶養親族等を有する者等と、給与所得と年金所得の両方の所得を有する者に対して、給与所得控除額の引下げと基礎控除額の引上げの影響による負担増が生じないように、一定額を給与所得の金額から控除するものです。（控除額は1円未満切上げ）

ア 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する。
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する。
- ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する。

$$\text{控除額} = [\text{給与等の収入額 (1,000万円が限度)} - 850 \text{万円}] \times 10\% \quad \text{※上限 15万円}$$

イ 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計金額が10万円を超える場合

$$\text{控除額} = [\text{給与所得控除後の給与等の金額 (10万円が限度)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円が限度)}] - 10 \text{万円} \quad \text{※上限 10万円}$$

## ●公的年金等の雑所得を求めるには

公的年金等の雑所得の金額は、収入金額から公的年金等控除額を差し引いた額になります。具体的には、下の「公的年金等に係る雑所得の計算表」にあてはめて計算します。（1円未満切捨て）

年 齢	年金の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 (昭和33年1月1日 以前生まれ)	330万円未満	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円
	410万円未満	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円
	770万円未満	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円
	1,000万円未満	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円
	1,000万円以上	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円
65歳未満 (昭和33年1月2日 以後生まれ)	130万円未満	収入金額-600,000円	収入金額-500,000円	収入金額-400,000円
	410万円未満	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円
	770万円未満	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円
	1,000万円未満	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円
	1,000万円以上	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円



## ②所得控除

所得控除とは、個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を求めるために、生計を一にする配偶者や扶養親族の有無・病気や災害などで臨時的な支出の有無など、所得金額から差し引かれるものをいいます。

種 類	適用される場合	控除額			
基礎控除	あなたの合計所得金額が一定額以下の場合に適用 合計所得金額 2,400万円以下	43万円			
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円			
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円			
扶養控除	生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の16歳以上の扶養親族がいる場合 (一般の控除対象扶養親族)	1人につき 33万円			
	ただし、扶養親族が19歳以上23歳未満の場合(特定扶養親族)	45万円			
	ただし、70歳以上の場合(老人扶養親族)	38万円			
	ただし、70歳以上の父母等で同居の場合(同居老親等)	45万円			
障害者控除	あなたや、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合	1人につき 26万円			
	ただし、特別障害者である場合	30万円			
	ただし、同一生計配偶者、扶養親族が同居の特別障害者である場合	53万円			
ひとり親控除	合計所得金額500万円以下で現に婚姻していない又は配偶者の生死が不明で、 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる場合	30万円			
寡婦控除	ひとり親控除対象者以外の寡婦や子以外の扶養親族を有する寡婦で合計所得 金額500万円以下の場合	26万円			
勤労学生控除	合計所得金額が75万円以下で給与所得等以外の所得金額が10万円以下の学生	26万円			
配偶者控除	あなたと生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の配偶者がいる場合				
	区 分	あなたの合計所得金額 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
※ あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、適用を受けられません。					
【同一生計配偶者】 生計を一にする配偶者〔他の者の扶養親族・事業専従者(青色・白色)を除く〕で、 合計所得金額が48万円以下の人					
【控除対象配偶者】〔70歳以上(昭和27年1月1日以前生まれ)は老人控除対象配偶者〕 同一生計配偶者のうち合計所得金額が1,000万円以下である者の配偶者					
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下で、次のア～エの条件をすべて満たす 場合、下表のとおり配偶者特別控除の適用を受けられます。				
	ア あなたの合計所得金額が1,000万円以下であること				
	イ あなたと生計を一にしていること				
	ウ 配偶者が事業専従者(青色・白色)でないこと				
	エ 配偶者がこの控除の適用を受けないこと				
		あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		配偶者の合計所得金額			
		48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	

種 類	適用される場合																				
雑損控除	<p>あなたや、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族が、災害や盗難などによる資産の損失を受けた場合</p> <p>※ 次のア、イのいずれか多い金額</p> <p>ア (損害金額－保険金などで補てんされる額)－総所得金額等×1/10</p> <p>イ 災害関連支出の合計－5万円</p>																				
医療費控除	<p>ア あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合 (支払った医療費)－(保険金などで補てんされる額)－A ※ 上限200万円 A … 総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない額</p> <p>イ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を選択する場合 ※ 上限8万8千円 (支払った特定一般用医薬品等購入費の総額)－(保険金などで補てんされる額)－1万2千円</p> <p>※ 医療費控除はアとイのどちらか一方を選択して適用するものであり、両方の控除を併せて適用することはできません。</p>																				
社会保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のためにあなたが社会保険料を支払った金額の合計額																				
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済の掛金、企業型確定拠出年金及び個人型確定拠出年金(iDeCo イデコ)の掛金、心身障害者扶養共済の掛金を支払った金額の合計額																				
生命保険料控除	<p>ア 旧契約分(平成23年12月31日以前)</p> <p>控除額は旧一般生命保険料・旧個人年金保険料のそれぞれ個別に計算した控除額の合計額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払額×1/2+ 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 新契約分(平成24年1月1日以後)</p> <p>控除額は新一般生命保険料・介護医療保険料・新個人年金保険料のそれぞれ個別に計算した控除額の合計額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払額×1/2+ 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料	控除額	15,000円以下	支払額	15,000円超 40,000円以下	支払額×1/2+ 7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払額×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円	支払った保険料	控除額	12,000円以下	支払額	12,000円超 32,000円以下	支払額×1/2+ 6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払額×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円
支払った保険料	控除額																				
15,000円以下	支払額																				
15,000円超 40,000円以下	支払額×1/2+ 7,500円																				
40,000円超 70,000円以下	支払額×1/4+17,500円																				
70,000円超	35,000円																				
支払った保険料	控除額																				
12,000円以下	支払額																				
12,000円超 32,000円以下	支払額×1/2+ 6,000円																				
32,000円超 56,000円以下	支払額×1/4+14,000円																				
56,000円超	28,000円																				
※ ア+イで合計適用限度額は7万円																					
地震保険料控除	<p>控除額は地震保険料、旧長期損害保険料それぞれの個別に計算した控除額の合計額</p> <p>※ 限度額は2万5千円</p> <p>※ 旧長期損害保険料は、平成18年末までに締結した保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの</p> <p>※ 地震保険料と旧長期損害保険料の両方の支払いを証明する保険契約は、どちらか一方(地震保険料控除額が多くなる方)のみに該当するものとして計算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払った保険料	控除額	地震	50,000円以下	支払額×1/2	50,000円超	25,000円	旧長期	5,000円以下	支払額	5,000円超 15,000円以下	支払額×1/2+2,500円	15,000円超	10,000円					
区分	支払った保険料	控除額																			
地震	50,000円以下	支払額×1/2																			
	50,000円超	25,000円																			
旧長期	5,000円以下	支払額																			
	5,000円超 15,000円以下	支払額×1/2+2,500円																			
	15,000円超	10,000円																			

### ③税額控除

#### ●調整控除

合計課税所得金額や人的控除の適用状況により、所得割額から一定の金額を控除するものです。ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

区 分	調整控除額の算定方法
合計課税所得金額が200万円以下の場合	控除額＝次のア、イのいずれか小さい額×5%（市民税4%・県民税1%） ア 人的控除額の差の合計額 ※1 イ 合計課税所得金額 ※2
合計課税所得金額が200万円超の場合	[人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)] ※3 ×5%（市民税4%・県民税1%）

- ※1 P4②所得控除のうち人的控除における所得税と個人市・県民税の控除額の差の合計です。人的控除の種類と差額は下表のとおりです。
- ※2 合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。
- ※3 この金額が5万円未満の場合は5万円とします。

#### 所得税と個人市・県民税の人的控除の差額

控除の種類	差額	
基礎控除	5万円	
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
ひとり親控除	同居特別	22万円
	母	5万円
寡婦控除	父	1万円
	寡婦控除	1万円
勤労学生控除	1万円	
扶養控除	特定	18万円
	老人	10万円
	同居老親等	13万円
	その他	5万円

控 除 の 種 類		あなたの合計所得金額と差額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者 特別控除	配偶者の 合計所得金額	48万円超 50万円未満	5万円	4万円
		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円

#### ●住宅借入金等特別税額控除

平成21年～令和7年までに住宅に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から引ききれなかった額がある場合は、次のいずれか少ない額が個人市・県民税所得割額から控除されます。(P15参照)

ア 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引ききれなかった額

イ 所得税の課税総所得金額等の合計額に5%を乗じて得た額（上限97,500円）ただし、平成26年4月から令和3年12月までに入居し、消費税率が8%又は10%の場合は、7%を乗じて得た額（上限136,500円）



## ●寄附金税額控除

次のいずれかに該当する寄附金がある場合は、一定の額が個人市・県民税所得割額から控除されます。

ア 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 {ふるさと納税 (特例控除対象)}

※ 令和元年6月1日以後は、総務大臣の指定を受けている自治体に対する寄附金に限ります。

イ 静岡県共同募金会、日本赤十字社静岡県支部、都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 (特例控除対象外)

ウ 静岡県又は浜松市が条例で指定した団体に対する寄附金

### 【控除額の計算方法】

基本控除額 (ア、イ、ウの場合)	(寄附金の合計額 - 2,000円) × (市民税8%・県民税2%) ※ 控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%が上限			
特例控除額 (アの場合のみ加算される)	(寄附金の合計額 - 2,000円) × (下表の割合) × (市民税4/5・県民税1/5) ※ 控除額は個人市・県民税所得割額(調整控除後)の20%が上限			
	課税総所得金額-人的控除の差の合計額	割合(%)	課税総所得金額-人的控除の差の合計額	割合(%)
	0円 ~ 1,950,000円	84.895	9,000,001円 ~ 18,000,000円	56.307
	1,950,001円 ~ 3,300,000円	79.79	18,000,001円 ~ 40,000,000円	49.16
	3,300,001円 ~ 6,950,000円	69.58	40,000,001円 ~	44.055
	6,950,001円 ~ 9,000,000円	66.517		
	※ 0円未満又は課税総所得金額がない場合は、この表と異なる割合を用います。			

※ 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用される場合は、所得税及び復興特別所得税における控除額に代えて申告特例控除額が加算されます。

## ●外国税額控除

外国で、その国の所得税などを課された場合には、所得税、個人県民税および市民税の控除限度額の範囲内において、まず、所得税から控除されます。所得税で控除しきれない場合は、個人県民税所得割額から控除され、それでも控除しきれない場合は、個人市民税所得割額から控除されます。

## ●配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた額が個人市・県民税所得割額から控除されます。

区 分		課税標準額が 1,000万円以下の部分		課税標準額が 1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
剰余金の配当等		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
特定証券 投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

※ 配当などの種類によっては、配当控除の適用がない場合があります。

※ 申告分離課税を選択したものは、配当控除の適用を受けられません。

## ●配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

特定配当等や源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡益等について申告があった場合は、個人市・県民税所得割額(税額控除後)から配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。控除しきれない額については均等割額等に充当し、充当しきれない額については、還付等がされます。

## 4 課税の特例（分離課税）

個人市・県民税の所得割額を計算する場合、前年の所得金額については、原則として全ての所得を合計して計算しますが（総合課税）、土地・建物等の譲渡所得や退職所得などについては、他の所得と区別して、特別な方法で税額を計算する特例があります。（分離課税）

### （１）退職所得の課税の特例

退職所得については、他の所得と分離して課税され、退職金の支払者がその支払いをする時に支払額から差し引いて市に納入します。（支払われる年の1月1日にお住まいの市町村）

$$\text{税額} = (\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2(\text{※}) \times 10\% (\text{市民税}6\% \cdot \text{県民税}4\%)$$

※ 下記の場合は2分の1控除が適用されません。

- ・役員等で勤続年数5年以下の場合
- ・役員等以外で勤続年数5年以下の方のうち、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合（300万円を超える部分）

退職所得控除額の算定方法（勤続年数に応じて計算）

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20 年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 障がい者になったことにより退職した場合は、上記控除額に100万円を加算します。

### （２）譲渡所得の課税の特例

個人が土地や建物を売った時に課税されるもので、譲渡した年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを長期譲渡、5年以下のものを短期譲渡といい、それぞれの算式により税額を計算します。

#### ●課税譲渡所得金額の算出方法

$$\begin{array}{l} \text{課税短期譲渡所得金額} \\ \text{課税長期譲渡所得金額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{譲渡の収入金額} \\ - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) \\ \text{必要経費} \end{array} - \text{※3 特別控除額}$$

※1 取得費 売った土地や建物を買い入れた時の購入代金や購入手数料

※2 譲渡費用 土地や建物を売るときにかかった仲介手数料や測量費、立退料、取り壊し費用など

※3 特別控除額 政策的に税額を軽減するために設けられた控除で、主なものは下記のとおりです。

譲渡の理由	特別控除額
収用事業のために土地や建物などを譲渡した場合	5,000万円
自分が住んでいる家屋やその敷地を譲渡した場合	3,000万円
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2,000万円
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500万円
農地保有合理化等のために農地等を譲渡した場合	800万円

## ●譲渡所得の税率

区 分		市民税	県民税	所得税 ※3	
長期譲渡 所得	一 般	4.0%	1.0%	15.0%	
	優良住宅地等のための譲渡 ※1	2,000万円以下	3.2%	0.8%	10.0%
		2,000万円超	4.0%	1.0%	15.0%
	居住用財産の譲渡 ※2	6,000万円以下	3.2%	0.8%	10.0%
		6,000万円超	4.0%	1.0%	15.0%
短期譲渡 所得	一 般	7.2%	1.8%	30.0%	
	国・地方公共団体に譲渡	4.0%	1.0%	15.0%	

※1 市民税の場合、課税譲渡所得金額が2,000万円までは税率が3.2%、2,000万円を超えた部分からの税率は4.0%となります。

※2 ※1と同様に、市民税の場合、6,000万円を超えた部分からの税率は4.0%となります。

※3 併せて基準所得税額に2.1%を乗じた復興特別所得税がかかります。

## ●譲渡所得の税額の求め方

$$\text{譲渡所得の税額} = \text{課税譲渡所得金額} \times \text{税率}$$

### (3) 上場株式等の配当等の課税の特例

平成28年1月1日以後は、上場株式などに加え特定公社債なども「上場株式等」とされ、その利子、配当や譲渡などによる所得が申告分離課税の対象とされます。

上場株式等の配当等については、その支払の際に源泉徴収がされ、申告しないこと（申告不要）を選択することができます。また、申告する場合は、上場株式等の配当等に係る配当所得について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。税率等は下記のとおりとなります。

区 分	確定申告する		確定申告しない
	総合課税選択 (利子所得は選択不可)	申告分離課税選択	申告不要 (源泉徴収のみで終了)
税 率	市民税	8.0%	5.0%
	県民税	2.0%	
	所得税 ※1	5.0～45.0%累進税率	15.0%
配当控除	○	×	×
上場株式等の譲渡損失との 損益通算・繰越控除(3年間)	×	○	×
合計所得金額に含まれる	○	○ ※3	×

※1 併せて基準所得税額に2.1%を乗じた復興特別所得税がかかります。

※2 同一の源泉徴収口座内における取引については、損益通算が可能です。

※3 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算の特例の適用を受けている場合には、その適用後の金額  
上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額

◎ 納税通知書が送達される日までに、所得税の確定申告書とは別に、市・県民税申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方式(申告不要制度、総合課税、申告分離課税)が選択可能です。

## (4) 株式等の譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の課税の特例

### ●株式等その他の申告分離課税の所得の税率

区 分	市民税	県民税	所得税 ※1
一般株式等に係る譲渡所得等	4.0%	1.0%	15.0%
上場株式等に係る譲渡所得等	4.0%	1.0%	15.0%
先物取引に係る雑所得等	4.0%	1.0%	15.0%

※1 併せて基準所得税額に2.1%を乗じた復興特別所得税がかかります。

◎ 源泉徴収口座の上場株式等に係る譲渡所得等については、申告しないこと(申告不要)を選択することができます。また、納税通知書が送達される日までに、所得税の確定申告書とは別に、市・県民税申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方式(申告不要制度、申告分離課税)が選択可能です。

## 5 申告

### (1) 個人市・県民税の申告

1月1日現在、市内に住所がある人は、原則としてその年の3月15日までに「市民税・県民税申告書」を提出することになっています。ただし、次の人は申告の必要がありません。

ア 所得税の確定申告をした人(ただし、上場株式等の配当等や源泉徴収口座の上場株式等の譲渡に係る所得があつて、所得税と異なる課税方式を選択する人を除きます。)

イ 前年の所得が給与所得のみの人(ただし、給与支払報告書が提出されていない人や、雑損控除・医療費控除などの適用を受けようとする人は、申告書の提出が必要です。)

ウ 前年の所得が公的年金等に係る所得のみの人{ただし「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の控除(生命保険料控除、医療費控除など)を受けようとする人は申告書の提出が必要です。}

エ 市民税が非課税となる人(ただし、税証明が必要な方や各種手続きの関係で、申告書の提出が必要となる場合があります。)

※ ホームページから個人市・県民税申告書の作成ができます。自宅で24時間利用可能です。ただし、インターネットでの電子申告には対応していません。

### (2) 所得税の確定申告

毎年3月15日までに、前年の所得を、所管する税務署に確定申告します。ただし、次の人は申告の必要がありません。

ア 給与所得者(ただし、給与等の収入金額が2,000万円超の人、給与所得以外の所得が20万円超の人等は申告が必要です。)

イ 公的年金等収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人

※ 確定申告が不要な人でも、医療費控除、生命保険料控除等の控除の追加による所得税の還付を受ける場合や、前年からの損失の繰越控除の適用を受ける場合等は、申告が必要です。

### (3) 給与支払報告書の提出

会社などが前年中に従業員に給与を支払った場合は、毎年1月31日までに給与支払報告書を作成して、お住まいの市役所へ提出します。

## 6 納税の方法

納税には、普通徴収と特別徴収の方法があり、市民税と県民税を合わせて納めます。

### (1) 普通徴収

自営業の人などは、市から送付される納税通知書(納付書)により、通常年4回(6月・8月・10月・翌年の1月)に分けて納めていただきます。これを普通徴収といいます。

**●納付方法**

ア 口座振替払い

①納税通知書 ②預貯金通帳 ③印鑑(通帳使用印)を持参して、振替を希望する金融機関で手続きをしてください。

イ 金融機関やコンビニ等の窓口での納付

詳細は納付書裏面の納付場所をご確認ください。

ウ スマホでの納付

アプリ「モバイルレジ」を使って、クレジットカードやインターネットバンキングで納付できます。

※ 詳細は、税務総務課(Tel053-457-2261)までお問合せください。

**(2) 給与からの特別徴収**

前年中に給与の支払いを受けた人で、年度の初日(4月1日)において給与の支払いを受けている人は、原則として給与から税額が差し引かれます。

**●徴収方法**

会社などの給与支払者(特別徴収義務者)が6月から翌年の5月までの各月の給与から税額を徴収し、各月分の翌月10日までに納めていただきます。なお、納税義務者へは給与の支払者を通じて税額を通知します。

**●年の途中で退職した場合**

給与から個人市・県民税を特別徴収されていた人で、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、退職した月の翌月以降の個人市・県民税は普通徴収の方法によって納めていただきます。ただし、次のような場合には特別徴収されることとなります。

ア 6月1日から12月31日までの間に退職した人で、翌年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等が残りの個人市・県民税の金額を超え、かつ、特別徴収されることを給与支払者に申し出た場合

イ 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した人で、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等が残りの個人市・県民税の金額を超える場合

**(3) 公的年金からの特別徴収**

年度の初日(4月1日)現在、老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人は、公的年金等の所得に対する税額が公的年金の支払額から差し引かれます。ただし、浜松市の介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人、老齢基礎年金等の年額が18万円未満の人、特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える人は特別徴収の対象となりません。

**●徴収方法**

ア 前年度に引き続き公的年金から特別徴収される人

納付方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度 年税額の1/6	前年度 年税額の1/6	前年度 年税額の1/6	年税額から4月・6月・8月に 引き落とした額を差し引いた残額		
				1/3	1/3	1/3

イ 新たに公的年金から特別徴収される人、又は再開される人

納付方法	普通徴収(納付書又は口座振替)		特別徴収(本徴収)		
	第1期	第2期	10月	12月	2月
納付額	年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6

※ 表中の年税額は、公的年金等の所得に対する税額です。

**●公的年金からの特別徴収が停止される場合**

年金の支給が停止となった場合や市外に転出した場合などは、公的年金からの特別徴収が停止となり、残りの税額は普通徴収(納付書又は口座振替)にて納めていただくこととなります。

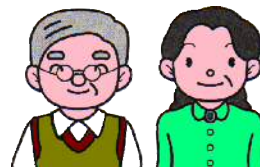


## 7 個人市・県民税の計算例

モデルケースで税額を計算してみましょう。

### 【ケース①】

家族構成 … 夫婦（夫 75 歳・妻 71 歳で所得なし）  
 前年中の収入… 年金収入 2,550,000 円  
                   不動産収入 1,500,000 円（必要経費 500,000 円）  
 前年中の支払 … 社会保険料 200,000 円、旧一般生命保険料 100,000 円



### ● 税額の計算

① 年金収入から年金所得を計算します。2,550,000 円－1,100,000 円＝ 1,450,000 円 …P3 参照

② 不動産収入から不動産所得を計算します。1,500,000 円－500,000 円＝ 1,000,000 円

年金収入 2,550,000円		不動産収入 1,500,000円	
年金所得 1,450,000円	年金所得控除額 1,100,000円	不動産所得 1,000,000円	必要経費 500,000円

③ 所得金額の合計額を求めます。

1,450,000 円（年金所得）＋1,000,000 円（不動産所得）＝2,450,000 円

④ 所得金額から所得控除額を控除します。2,450,000 円－1,045,000 円＝1,405,000 円 …P2～5 参照

所得金額 2,450,000円	
課税標準額 1,405,000円	所得控除額計 1,045,000円
	・ 社会保険料控除 200,000円
	・ 生命保険料控除 35,000円
	・ 配偶者控除(老人) 380,000円
	・ 基礎控除 430,000円

⑤ 市民税と県民税の所得割額をそれぞれの税率で計算します。 …P2 参照

課税標準額 1,405,000円	× 市民税8%＝ 112,400円
	× 県民税2%＝ 28,100円

⑥ 調整控除額を計算します。合計課税所得金額が 200 万円以下の場合、合計課税所得金額（1,405,000 円）と所得税との人的控除額の差額（配偶者控除 100,000 円、基礎控除 50,000 円の合計 150,000 円）のいずれか小さい額に控除率を乗じます。 …P6 参照

市民税 150,000 円×4%＝ 6,000 円

県民税 150,000 円×1%＝ 1,500 円

⑦ ⑤で算定した所得割額から⑥で算定した調整控除を減額して、均等割額を加えます。

市民税 112,400 円－ 6,000 円＋3,500 円（均等割額）＝ 109,900 円

県民税 28,100 円－ 1,500 円＋1,900 円（均等割額）＝ 28,500 円

⑧ 個人市・県民税の税額は

**138,400 円（市民税 109,900 円・県民税 28,500 円）** となります。

# ● 市民税・県民税納税通知書の見方

年税額のうち、前年の公的年金等の所得に係る市民税・県民税は公的年金から差し引かれます。…P11参照  
 それ以外の所得に係る市民税・県民税は普通徴収となり、ご自身で金融機関等で納めていただきます。

## ① 市民税・県民税の年税額

年税額(①から③の合計)	138,400円
①普通徴収税額	100,000円
②公的年金からの特別徴収税額	38,400円
③給与からの特別徴収税額	円

## ② 徴収方法ごとの内訳

### ① 普通徴収

期別	納期限	税額	充当額	差引納付額
第1期	令和5年 6月30日	25,000円	0円	25,000円
第2期	令和5年 8月31日	25,000円	0円	25,000円
第3期	令和5年10月31日	25,000円	0円	25,000円
第4期	令和6年 1月31日	25,000円	0円	25,000円

口座振替をご利用されている方は、指定の金融機関の情報が表示されます。

振替口座 金融機関名			
口座名義人			
預貯金種別	口座番号	納付方法	

普通徴収で納付していただく各納期の税額です。

今年度において、年金から差し引かれる税額の徴収月ごとの内訳です。

今年度の特別徴収税額				翌年度の仮徴収税額			
仮徴収税額		本徴収税額		仮徴収税額		本徴収税額	
徴収月	税額	徴収月	税額	徴収月	税額	徴収月	税額
令和5年 4月	6,000円	令和5年10月	6,800円	令和6年 4月	6,400円	令和6年 4月	6,400円
令和5年 6月	6,000円	令和5年12月	6,800円	令和6年 6月	6,400円	令和6年 6月	6,400円
令和5年 8月	6,000円	令和6年 2月	6,800円	令和6年 8月	6,400円	令和6年 8月	6,400円

▼以下は、翌年度の特別徴収税額です。

令和6年 4月	6,400円
令和6年 6月	6,400円
令和6年 8月	6,400円

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称、種類

支払者の名称	厚生労働大臣	(法人番号)	6000012070001
公的年金の種類	老齢基礎年金		

翌年度に年金から差し引かれる各徴収月の税額の内訳です。

各所得金額の内訳が記載されます。 ※給与・公的年金は収入金額も記載されます。

## 市民税・県民税 課税明細

### 収入・所得・特別控除・繰越控除

不動産	1,000,000円				
年金収入	2,550,000円				
年金所得	1,450,000円				
収入合計					
所得合計					
合計所得金額 2,450,000円					
繰越控除					
総所得金額等 2,450,000円					

各所得控除額の内訳が記載されます。

### 所得控除額

社会保険料	200,000円				
生命保険料	35,000円				
配偶者・扶養	380,000円				
所得控除合計額 430,000円					
所得控除合計額 1,045,000円					

納税者ご本人が該当する欄に【\*】が表示されます。

### 本人該当区分

勤労学生	障害	未婚
	普通	特別

### 扶養親族該当区分

同一生計配偶者	特例	老人	その他
一親 老人	同居	同居	その他
* 一親 老人			
* 一親 老人			

扶養親族の内訳が表示されます。

## 課税標準額・税額明細

区分	課税標準額	市民税	県民税
総所得	1,405,000円		
A 算出所得割額合計		112,400円	28,100円
B 調整控除額		6,000円	1,500円
C 税額控除額等			
D 配当割額・株式等譲渡所得割額			
E 所得割額(市県民税)【A-B-C-D】		106,400円	26,600円
F 均等割額		3,500円	1,900円
<b>年税額【E+F】</b>		<b>138,400円</b>	

税額控除等明細			
配当控除	市		
	県		
住宅借入金等特別税額控除	市		
	県		
寄附金税額控除	市		
	県		
外国税額控除	市		
	県		
所得割調整額	市		
	県		
控除不足額			円

※算出所得割額から控除することができなくなった配当控除及び株式等譲渡所得割額は、市県民税別に算出し、控除可能な場合、繰越控除します。

算出所得割額の合計額から控除される税額控除額等です。 ※住宅ローン、ふるさと納税等による税額控除はここに表示されます。

【ケース②】

家族構成 … 夫婦と子供2人（夫50歳・妻47歳・子は20歳と17歳、妻子は所得なし）  
 前年中の収入… 給与収入5,000,000円  
 前年中の支払 社会保険料500,000円  
 旧一般生命保険料200,000円、旧個人年金保険料100,000円

● 税額の計算

① 給与収入から給与所得を計算します。 $(5,000,000円 \div 4 \times 3.2) - 440,000円 = 3,560,000円$  …P3参照

給与収入 5,000,000円	
給与所得 3,560,000円	給与所得控除額 1,440,000円

② 所得金額から所得控除額を控除します。 $3,560,000円 - 2,110,000円 = 1,450,000円$  …P2～5参照

所得金額 3,560,000円	
課税標準額 1,450,000円	所得控除額計 2,110,000円
	・ 社会保険料控除 500,000円
	・ 生命保険料控除 70,000円
	・ 配偶者控除 330,000円
	・ 扶養控除(特定) 450,000円
	・ 扶養控除(一般) 330,000円
	・ 基礎控除 430,000円

③ 市民税と県民税の所得割額をそれぞれの税率で計算します。 …P2参照

課税標準額 1,450,000円	× 市民税8% = 116,000円
	× 県民税2% = 29,000円

④ 調整控除額を計算します。合計課税所得金額が200万円以下の場合、合計課税所得金額（1,450,000円）と所得税との人的控除額の差額（配偶者控除50,000円、扶養控除（特定）180,000円、扶養控除（一般）50,000円、基礎控除50,000円の合計330,000円）のいずれか小さい額に控除率を乗じます。

…P6参照

市民税  $330,000円 \times 4\% = 13,200円$

県民税  $330,000円 \times 1\% = 3,300円$

⑤ ③で算定した所得割額から④で算定した調整控除を減額して、均等割額を加えます。

市民税  $116,000円 - 13,200円 + 3,500円（均等割額） = 106,300円$

県民税  $29,000円 - 3,300円 + 1,900円（均等割額） = 27,600円$

⑥ 個人市・県民税の税額は

**133,900円（市民税106,300円・県民税27,600円）** となります。

●市民税・県民税特別徴収税額通知書の見方

税額算定の基礎となる金額で、総所得金額①から所得控除合計②を差し引いた金額です。(千円未満切捨て)

所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後) その他の所得計	5,000,000 3,560,000	主たる給与以外の合算所得区分 営業等 農業 不労所得 配当 給付 雑・時	課税標準 総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	1,450,000
総所得金額①				3,560,000	
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料		障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	課税標準控除 老 特 配 配 定 老 人 配 定 老 人 配 定 老 人 配 定 老 人 配 定 老 人 配 定 老 人	330,000 780,000 430,000 2,110,000
(摘要)					
市住宅控除額		円	県住宅控除額	円	
市寄附控除額		円	県寄附控除額	円	

人的控除の内訳等が表示されます。

↑ 住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除の適用がある場合は、市民税・県民税の控除額が表示されます。

税	市民税	税額控除前所得金額④	116,000																
		税額控除額⑤	13,200																
		所得割額⑥	102,800																
		均等割額⑦	3,500																
	県民税	税額控除前所得金額④	29,000																
		税額控除額⑤	3,300																
		所得割額⑥	25,700																
		均等割額⑦	1,900																
		特別徴収税額⑧	133,900																
	額	差引納付額⑧-⑨-⑩	133,900																
	変更前税額⑫	0		納付額	6月分	11,800	9月分	11,100	12月分	11,100	3月分	11,100							
	増減額(⑧-⑫)	0			7月分	11,100	10月分	11,100	1月分	11,100	4月分	11,100							
	変更月	月			8月分	11,100	11月分	11,100	2月分	11,100	5月分	11,100							

調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除および寄附金税額控除の合計額が表示されます。

給与から差し引く方法(特別徴収)で納めていただく税額です。6月分の給与から特別徴収を開始し、翌年の5月までの計12回でお納めいただきます。

8 税制改正のお知らせ ~令和5年度から適用される主な改正点

(1) 住宅ローン控除の延長

住宅ローン控除が4年間延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した人も対象になりました。所得税から控除しきれなかった額は翌年度の個人市民税・県民税から控除されますが、その控除限度額は次の表のとおりです。

居住開始年月日	控除限度額
(ア) 平成26年3月31日まで	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)
(イ) 平成26年4月1日～令和3年12月31日(※1)	所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)
(ウ) 令和4年1月1日～令和7年12月31日(※2)	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)

- ※1 住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が、8%または10%の税率により課されるべき消費税額等である場合に限りです。それ以外の場合は、(ア)と同じ控除限度額となります。
- ※2 令和4年中に入居した方のうち、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が10%の税率であり、かつ、一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結している場合は(イ)と同じ控除限度額となります。

(2) 未成年者への非課税措置

未成年者は、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、個人市民税・県民税が非課税となりますが、民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から、賦課期日(その年の1月1日)現在で18歳未満の方が未成年者となります。

## 9 Q & A (お答えします)

### Q 年の途中で引越しをした場合は、どちらの市へ納めるのでしょうか？

私は、今年の3月に浜松市からA市に引越しをしました。ところが、6月に浜松市から個人市・県民税の納税通知書が送られてきました。なぜ、現在生活しているA市からではないのですか？

A 個人市・県民税は、その年の1月1日現在に住んでいる人に対して、前年中の所得をもとに1年分を課税することとなっています。あなたの場合は、その年の1月1日は浜松市に住んでいたため、現在はA市に住んでいても、浜松市へ納税することとなります。

### Q 会社を退職したのですが、その後の納税方法はどうすればよいのですか？

私はサラリーマンで、個人市・県民税は給与天引きにより納めていました。今年の7月末で会社を退職します。退職後はどのようにして残りの市・県民税を納めればよいのでしょうか？

A 個人市・県民税の給与引き去り（特別徴収）は、前年中の所得をもとに計算した税額を6月から翌年の5月にかけて勤務先を通じて納めていただくものです。あなたの場合は、退職のため8月分から翌年の5月分までを給料から引き去りできないため、改めてお送りする納税通知書で納めていただくこととなります。なお、1月1日以降に退職される場合は、勤務先の最終の給与または退職金から一括徴収されることになっています。

### Q 亡くなった方の個人市・県民税はどうなるの？

私の父は、令和5年2月に亡くなりました。昨年中に父が得た所得に対して、令和5年度の個人市・県民税がかかるのでしょうか？また、かかる場合は、誰が納めることになるのですか？

A 個人市・県民税はその年の1月1日現在、浜松市に住所のある人で前年の所得が一定の額以上の人は課税されます。お父様の前年の所得が一定額以上であれば、令和5年度の個人市・県民税（その年度分）が課税されることとなります。その場合は、相続人の方が代わって納めることとなります。

### Q 収入は公的年金のみで金額は400万円以下ですが、申告が必要ですか？

私は、年金受給者で以前まで確定申告をしていました。税務署で前年分の確定申告をしようとしたところ、「確定申告は不要ですが、浜松市に市民税・県民税の申告が必要です。」と言われました。浜松市に申告をしなければいけませんか？

A 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である人は、所得税の確定申告は不要です。ただし、医療費控除等で所得税の還付を受ける場合などは確定申告が必要となります。

個人市・県民税において、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除（配偶者・障害者・扶養・社会保険料など）と異なる内容で控除を受ける場合や前年中に支払った医療費や生命保険料などの控除を受ける場合には、浜松市へ個人市・県民税の申告が必要となります。

個人市・県民税の申告に必要な持ち物は、公的年金等の源泉徴収票、支払った保険料の領収書・控除証明書、医療費控除の明細書、マイナンバーカードなどです。



# 10 市税の証明が欲しい場合

## (1) 主な税務証明の種類と証明手数料

種 類	手数料	内容及び注意点
市民税・県民税所得証明書 ※1	350円	収入(給与・年金のみ)、所得の内容
所得証明書《児童手当用》	350円	所得額及び児童手当申請に必要な控除内容
所得証明書《(特別)児童扶養手当用》	350円	所得額及び(特別)児童扶養手当申請に必要な控除内容
市民税・県民税課税証明書 ※1	350円	収入(給与・年金のみ)、所得・控除・税額の内容
納税証明書	350円	納付済額・未納額の内容
車検用軽自動車税納税証明書	無料	標識番号・有効期限など ※ 委任状は不要
法人所在地証明書	350円	所在地・法人名称 ※ 委任状は不要
土地・家屋 評価(価格)証明書	350円	所在地・価格(評価額)など
土地・家屋 課税(公課)証明書	350円	所在地・価格(評価額)・課税標準額・税相当額など

※1 マイナンバーカードを提示することで所得証明書と課税証明書の2種類の証明書の手数料が350円から150円に減額されます。コンビニ交付サービスと窓口での取得も対象になります。ただし、窓口での取得に関しては条件があります。また、減額措置を終了する場合があります。詳しくは浜松市ホームページをご覧ください。

## (2) 窓口で取得(平日)

区 分	内 容
申請できる人	本人 現在浜松市内で同居している同一世帯の親族 前述以外の代理人による申請は、委任状又は代理人選任届出(法人からの委任は法人代表者印の押印)を持参した人(一部不要な証明あり)
必要なもの	窓口に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・在留カードなどの顔写真付きのものは1点、保険証などは2点提示が必要) 法人からの申請の場合は法人代表者印(委任状等持参の場合は不要) 代理人による申請の場合は委任状又は代理人選任届出 証明手数料
交付時間と窓口	交付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで 各区の区民生活課(北区と天竜区は税務グループでも可能) 協働センター(中部・西部・南部・北部・雄踏・可美・細江・二俣を除く) ふれあいセンター(光明を除く) 市民サービスセンター 本庁舎 3階 税務総務課 元目分庁舎 2階 市民税課(所得証明書・課税証明書・法人所在地証明書) 3階 資産税課(土地・家屋評価証明書、土地・家屋課税証明書) 4階 収納対策課(納税証明書)

※令和6年1月1日から行政区が7区から3区に変更することに伴い、区名や協働センターの名称が変更となります。

### (3) 日曜日の時間外証明交付サービス

区 分	内 容
申請できる人	本人 現在浜松市内で同居している同一世帯の親族 <b>※ 事前に電話で交付可能か確認が必要です。(457-2151 税務総務課)</b>
必要なもの	窓口に来る人の本人確認書類 {「(2)窓口で取得」の必要なもの参照} 証明手数料
取り扱う税務証明書	市民税・県民税所得証明書 {児童手当用及び(特別)児童扶養手当用を含む} 及び課税証明書 納税証明書(個人市・県民税)
交付時間と窓口	各区の区民生活課 午前9時から正午まで

### (4) コンビニ交付サービス

区 分	内 容
利用できる人	マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書搭載)の交付を受けた本人 利用日に浜松市に住民登録があり、市民税・県民税の情報がある人(転出等の場合、一部対応できないことがあります。)
必要なもの	マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書搭載のもの) 利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号 証明手数料
利用方法	店舗に設置されているマルチコピー機で、お客様がマイナンバーカードを用いて画面を操作し、必要な年度・枚数・種類を選択して取得します。
取り扱う税務証明書	市民税・県民税所得証明書及び課税証明書
利用時間と取扱い店舗	午前6時30分から午後11時まで 12月29日から翌年1月3日までとシステムの休止日は利用できません。 セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セイコーマート、イオン(本州・四国のみ)、セーブオン、ウェルシア薬局(市外一部店舗のみ)、マックスバリュ東海、遠鉄ストア(笠井店)

### (5) 郵便による交付申請

転出等で、浜松市に取りに来られない場合は、郵便で申請することができます。申請方法は浜松市のホームページ(「手続き・くらし」→「税金」→「税務証明」)に掲載されていますのでご覧ください。

なお、郵送される前に浜松市で証明が交付可能か確認の電話(053-457-2144)をお願いします。

### (6) オンラインによる交付申請

令和5年5月8日から、所得証明書と課税証明書がオンラインでの交付申請が可能となりました。利用するには条件がありますので、詳しくは浜松市ホームページをご覧ください。

# 11 その他の税金



## (1) 浜松市の税金(個人市民税を除く)

税の種類		内容	担当課・グループ		電話番号(浜松053)	
法人市民税		事務所や事業所などがある法人等にかかる税です。	市民税課		457-2152	
事業所税		道路、公園などの都市環境の整備及び改善に充てるために設けられた目的税で、市内で事業を行う法人又は個人にかかる税です。	法人・事業所税グループ			
軽自動車税	種別割	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対してかかる税です。	市民税課		457-2077	
	環境性能割	軽自動車を取得した際、取得額に応じてかかる税です。	軽自動車税グループ			
市たばこ税		国産たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税です。	市民税課		457-2144	
入湯税		環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設などの整備や観光の振興のために設けられた目的税で、鉱泉浴場の入湯行為に対してかかる税です。	管理グループ			
鉱産税		鉱物の採掘をおこなった場合、その鉱物の価格に対してかかる税です。				
固定資産税		土地・家屋・償却資産(これらを固定資産という)に対してかかる税です。	資産税課	土地	中・東・西南・浜北区	457-2155
				家屋	北区	523-2879
					天竜区	922-0015
				償却資産	全区	457-2156
都市計画税		都市計画事業等に充てるための目的税で、市街化区域内の土地・家屋に対してかかる税です。	資産税課		固定資産税(土地・家屋)の対象となる区の電話番号へおかけください。	

## (2) 静岡県の税金

税の種類	内容
県民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の県民税 県内に住所を有する個人に対して均等割と所得割が、県内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で、その所在する県内に住所を有しない者に対して均等割が、個人の市民税とあわせて課税されます。 その他、支払いを受ける利子等に対して課税される利子割、上場株式等の配当等に課税される配当割、一定の特定口座における上場株式等の譲渡にかかる所得に対して課税される株式等譲渡所得割があります。</li> <li>・法人の県民税 県内に事務所・事業所などを有する法人に対して均等割と法人税割が、県内に事務所・事業所はないが、寮、宿泊所、クラブなどがある法人に対しては均等割が課税されます。</li> </ul>
もり 森林づくり県民税	「森の力」を回復するための費用に充てるため、個人県民税均等割に上乗せして徴収されます。(年額400円、P2税額の算出方法参照)
事業税	個人又は法人が行う事業の所得について、事業を行う個人又は法人に対して課税されます。
地方消費税	消費税(国税)と同様に、取引の各段階で課税されるもので、商品の購入などの時に消費者が負担します。
不動産取得税	土地や家屋といった不動産の取得に対して課税されます。
県たばこ税	国産たばこの製造者、特定販売業者、及び卸売販売業者が県内の小売販売業者に売り渡したたばこに対して課税されます。
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用について、その利用者に対して課税されます。
自動車税	種別割 自動車(軽自動車税が課税されているものを除く)の所有者に対して課税されます。
	環境性能割 自動車を取得した際に自動車の燃費性能等に応じて課税されます。
鉾区税	4月1日現在における鉾業者に対して課税されます。
狩猟税	狩猟者の登録を受ける者に対して課税されます。
核燃料税	原子力発電に使われる核燃料に対して課税されます。
軽油引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで、現実の納入を伴う引取りを行う者に対して課税されます。

### ● 県税に関するお問合せ先

浜松財務事務所

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目12番1号



分担	担当する仕事	電話番号(浜松053)
自動車税	自動車税の課税に関する事務	458-7132
法人・個人	法人県民税、法人事業税、個人事業税、県民税利子割などの課税に関する事務	法人 458-7141 個人 458-7142
不動産	不動産取得税、鉾区税などの課税に関する事務	458-7146
間税	ゴルフ場利用税、軽油引取税などの課税に関する事務	458-7149

申請書の様式は、県のホームページの申請書ダウンロードサービスをご利用ください。

<https://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/01?openview&count=10000>

### (3) 国の主な税金

税の種類	内 容
所得税	個人の所得に課税されます。個人の所得は、利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得・山林所得・譲渡所得・一時所得・雑所得の10種類に分けられています。
法人税	株式会社等の法人の所得に課税されます。なお、公益法人等又は人格なき社団等については、収益事業を営む場合に限り、収益事業から生じた所得に課税されます。
相続税	相続や遺贈によって財産を取得した人に課税されます。
贈与税	個人から贈与によって財産を取得した人に課税されます。
消費税	事業者の商品やサービスなどの提供に課税されます。
酒税	清酒・ビール・ウイスキーなどの酒類に課税されます。
揮発油税	自動車燃料用のガソリンなどに課税されます。
石油ガス税	自動車燃料用のプロパンガスに課税されます。
印紙税	契約書や受取書などを作成するときに課税されます。
登録免許税	不動産・船舶・会社などの登記や登録をするときに課税されます。
自動車重量税	自動車の車検を受けるときなどに、自動車の重量に応じて課税されます。

#### ● 国税に関するお問合せ先

##### ・浜松西税務署（中区・西区・北区）

〒430-8585 浜松市中区中央一丁目12番4号 浜松合同庁舎2～4階

Tel053-555-7111（代）

##### ・浜松東税務署（東区・南区・浜北区・天竜区）

〒430-8667 浜松市中区砂山町1183番地

Tel053-458-1111（代）

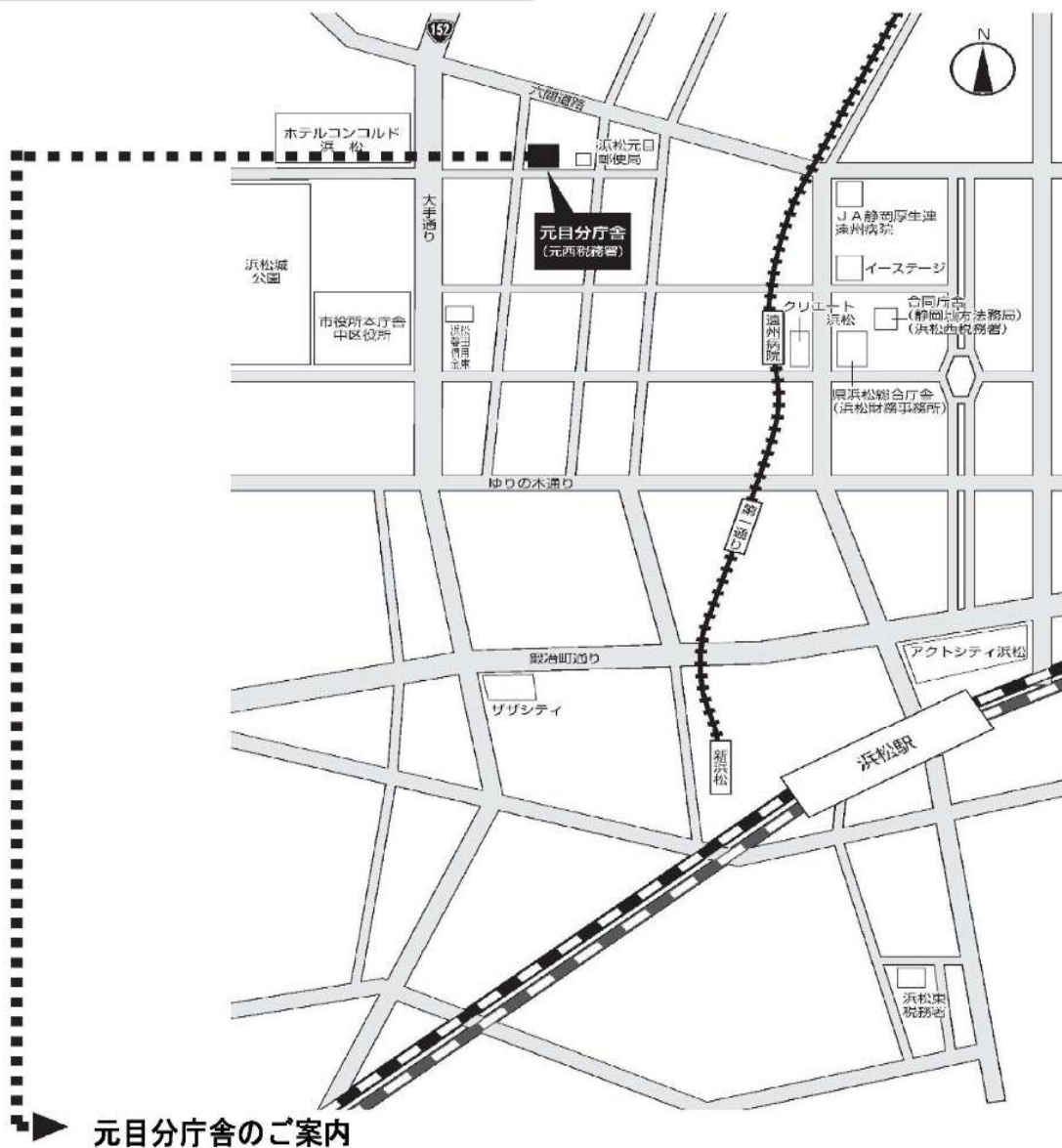
※ 税務署の代表電話は自動音声により案内しております。国税に関する一般的な相談は「1」を税務署にご用の方は「2」を選択してください。

#### ※ 国税庁のホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp/>



# 施設案内図



階数	課名	主な取扱業務
4階	収納対策課	税金の納付・納税の相談・税証明（納税）
3階	資産税課	税証明（評価・課税）・閲覧（名寄帳）・固定資産税・都市計画税
2階	市民税課	税証明（課税・所得）・個人市民税・市たばこ税・入湯税・鉱産税
1階	市民税課	軽自動車税・特別徴収・法人市民税・事業所税
	税務総務課	税務総括・固定資産評価審査委員会

発行・編集 令和5年4月1日  
 浜松市財務部市民税課 管理グループ  
 〒430-0948 浜松市中区元目町120-1 元目分庁舎  
 電話 053-457-2144 FAX 053-472-6910  
 E-mail [shiminze@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:shiminze@city.hamamatsu.shizuoka.jp)